

《種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載例》…緑色の用紙

○今年初めて申告していただく方は、1月1日現在の全資産を記入してください。昨年も申告された方は増えた資産のみで構いません。

『所有者コード』
申告書の右上に印字してある番号
を記入してください。
(初めての方は、必要ありません。)

『所有者』
氏名または名称を記入してください。

『摘要』
特例に該当する資産の場合、
「特例」と記入してください。

令和 5 年度
※所有者コード
8080186

種類別明細書(増加資産・全資産用)

行 番号	資産の種別	資産コード	資産の名称等	数 量	取得年月		(イ) 取得価額	(ロ) 価額	(ハ) 課税標準の特例 率 コード	課税標準額	増加理由	枚のうち 1
					年	月						
01	1		舗装 (25㎡)	1	5	4	250 000				1	2
02	2		モーター	6	5	4	1 300 000				1	2
03	6		エアコン	2	5	4	800 000				1	2

記入不要です。

『資産の種類』

- 1 構築物
- 2 機械及び装置
- 3 船舶
- 4 航空機
- 5 車両及び運搬具
- 6 工具器具及び備品

それぞれ該当する番号を
記入してください。

『取得年月』
資産を取得した年月を記入して
ください。年号は「4(三平成)、5
(三令和)」と記入してください。

『耐用年数』
減価償却資産の耐用年数省令に掲げる
耐用年数を記入してください(所得税や
法人税の申告で使用するものと同じです)。

『取得価額』
資産を取得するために要した金額を記入してください
(取引運賃、荷役代、手数料等も含む)。
圧縮記帳は認められませんので、圧縮前の取得価額
を記入してください。

《種類別明細書(減少資産用)の記載例》…赤色の用紙

『所有者コード』
申告書の右上に印字してある番号
を記入してください。
(初めてのの方は、必要ありません。)

『所有者』
氏名または名称を記入してください。

令和 5 年度		種類別明細書(減少資産用)											
※所有者コード		所有者名											
8080186		信濃 太郎											
行 番号	株 産の 種類	株 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	減 少 の 事 由 及 び 区 分			摘 要
					年 号	年	月			1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他	1 全部	2 一部	
01	2	10	旋盤	3	5	6	11	1 200 000		1 ② 3・4	1 ②	1	買い替えのため
02	2	15	コンクリート	1	4	8	8	210 000		① 2・3・4	① 2		(株) 戸隠に売却
03	6	16	応接セット	1	5	3	3	343 000		1・2 ③ 4	① 2		妙高営業所へ移動

記入不要です

『株消コード』
種類別明細書(一覧表)より
減少した資産の処理コード
(1点No.)を記入してください。

『種類・名称・数量・取得年月』
減少した資産について別添の
種類別明細書(一覧表)より
記入してください。

『減少の事由及び区分』
当該資産が減少した事由とその区分に
ついて該当するものに○印してください。

『取得価額』
減少した資産の取得価額を記入してください。
なお、資産の一部を減少した場合、減少した
部分の取得価額を記入してください。

『摘要』
減少した理由を記入してください。

《種類別明細書(一覧表)の記載例》

赤字で修正してください。

令和5年1月1日現在の金額をプリントしてあります。

このプリントに誤りや税制改正による耐用年数を修正する用紙になります。

1583	信濃町		
番号	種類区分	番号	種類区分
1	構築物	4	航空機
2	機械及び装置	5	車両及び運搬具
3	船舶	6	工具、器具及び備品

令和5年度 種類別明細書(一覧表)

住所	〒389-1305 信濃町大字柏原428-2
氏名	信濃 太郎

※行政区	101	住所	202	世帯	300003	※ページ	404
※所有者コード				8080186		1枚のうち	
						1枚目	

行番号	異動区分		資産の種類	資産番号	資産の名称 (漢字・カタカナ・数字・英字で記入してください)	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	※減価償却率	※1月1日現在 理論帳簿価額	※5% 現在 評価額	※5% 率	課税標準の特例 コード	※課税標準額	※税額の特例	摘要	
	減少	増加					年号	月										事由	
01	1	2 3	1	1	パイプハウス	1	4	18 9	620 000	8	0.750		31 000			31 000			
02	1	2 3	2	2	糸摺り機	1	4	19 7	500 000	7	0.750		25 000			25 000			
03	1	2 3	2	3	田植機(歩行型)	1	4	19 3	1 050 000	7	0.631		52 500			52 500			
04	1	2 3 6	4	4	パソコン式 パソコン	1	4	21 1	248 000	4	0.562		12 400			12 400			

『異動区分』
2 に○印をつけてください。

修正がある場合、修正箇所を二重線で
抹消し、欄内に正しい名称や数値を
記入してください。

耐用年数表を参照の上、
変更後の耐用年数を
ご記入ください。

《「課税標準の特例」に係る種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載例》…緑色の用紙

『摘要』
特例に該当する資産の場合、
「特例」と記入してください。

令和 5 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		1枚のうち
※所有者コード		株式会社 信濃町												1枚目
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	(イ) 取得価額	耐用年数	(ロ) 減価残存至	価額	(ハ) 課税標準額	率	コード	増加理由	摘要
01	2		汚泥処理装置(除害施設)	1	5 4 4	3 000 000	18						1 2	●
02	2		沈殿浮上装置(除害施設)	1	5 4 9	4 000 000	15						3 4	特例
03													1 2	
													3 4	
													1 2	

記入不要です。

《課税標準の特例制度・課税免除概要》

令和5年3月31日までに中小企業が策定し、認定された「先端設備等導入計画」に基づいて取得した先端設備等の固定資産税について、取得した翌年度から3年度分限り、課税標準額を0(ゼロ)とする特例措置を受けることができます。

必要書類は以下の通り

1. 「先端設備等導入計画に係る認定申請書」の写し
2. 信濃町 から認定を受けた「先端設備等導入計画に係る認定書」の写し
3. 工業会等による「仕様書等証明書」の写し

※リース会社が申告する場合、上記に加え下記の書類も必要となります。

4. 「リース契約書」の写し
5. リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」の写し

先端設備
特例
(中小企業等
経営強化法)

※生産性向上に資する指標が旧モデル比で1%以上向上する次の設備(事業用家屋は除く)

設備の種類	取得価額(※1)	販売開始時期	取得時期
機械装置	160万円以上	10年以内	先端設備等 導入計画認定日 ～令和5年3月31日
工具(測定・検査工具)	30万円以上	5年以内	
		6年以内	
建物附属設備(※2)	60万円以上	14年以内	
事業用家屋(※3)	120万以上	新築	

※1 1台1基又は一の取得価額

※2 家屋として課税されるものを除く

※3 300万を超える先端設備等を稼働させるために取得されたものに限る

「先端設備特例」に係る特例適用資産等の種類

《課税標準の特例制度・課税免除概要》

<p>平成24年度税制改正により、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を市町村が判断し、条例で決定できる仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が導入されました。このことを受け、わがまち特例の対象となる資産について、信濃町税条例により課税標準の特例割合を定めました。わがまち特例の対象となる資産は以下のとおりです。</p>	<p>わがまち特例 適用資産等の種類</p>																						
<p>1 公害防止用設備に係る特例措置</p> <p>① 汚水又は廃液処理施設 → 沈殿または浮上装置、油分離装置など</p> <p>② 大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設 → テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着装置など</p> <p>③ 土壌汚染対策法の指定物質排出抑制施設 → フッ素溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着装置など</p> <p>※上記①～③の施設については長野県に届出が必要です。</p> <p>④ 下水道除害施設（公共下水道施設の機能を妨げ又は損傷するおそれのある下水を排出する使用者が下水による障害を除去するために設置した施設） → 沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーク処理装置、濃縮又は燃焼装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈殿装置、脱有機酸装置 等</p> <p>2 再生エネルギー発電設備に係る特例措置 → 太陽光・風力・火力・地熱・バイオマス発電に係る設備など</p> <p>3 先端設備 → P17をご覧ください。</p> <p>※適用期間、特例率等については品目により異なりますので、対象となる資産をお持ちの方はお問い合わせください。</p>	<p>「わがまち特例」に係る種類</p>																						
<p>信濃町では「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」及び「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例」に基づき、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備を取得、新設、増設した場合は固定資産税の課税免除が受けられます。</p> <p>※法人または青色申告をしている個人のみ</p>	<p>過疎法による減免 による減免</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>資本金</th> <th>資産取得価格</th> <th>対象資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産物等販売業・情報サービス業等</td> <td>なし</td> <td>500万円以上</td> <td>家屋・償却資産 設備の取得又は制作若しくは増設。 建物及びその付帯設備の増築、改築、修繕又は模様替え</td> </tr> <tr> <td>製造業・旅館業</td> <td>5,000万円未満</td> <td>1,000万円以上</td> <td rowspan="3">家屋・償却資産（新設・増設に限る）</td> </tr> <tr> <td>製造業・旅館業</td> <td>5,000万円～1億円</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>製造業・旅館業</td> <td>1億円～</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助・免除期間</td> <td colspan="3">家屋・償却資産・土地（固定資産税3年間免除） ※土地については、取得した日から起算して1年以内に家屋の建設の着手があった場合に限る。</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	資本金	資産取得価格	対象資産	農林水産物等販売業・情報サービス業等	なし	500万円以上	家屋・償却資産 設備の取得又は制作若しくは増設。 建物及びその付帯設備の増築、改築、修繕又は模様替え	製造業・旅館業	5,000万円未満	1,000万円以上	家屋・償却資産（新設・増設に限る）	製造業・旅館業	5,000万円～1億円	2,000万円以上	製造業・旅館業	1億円～		補助・免除期間	家屋・償却資産・土地（固定資産税3年間免除） ※土地については、取得した日から起算して1年以内に家屋の建設の着手があった場合に限る。			<p>「過疎法による減免」に係る種類</p>
事業者	資本金	資産取得価格	対象資産																				
農林水産物等販売業・情報サービス業等	なし	500万円以上	家屋・償却資産 設備の取得又は制作若しくは増設。 建物及びその付帯設備の増築、改築、修繕又は模様替え																				
製造業・旅館業	5,000万円未満	1,000万円以上	家屋・償却資産（新設・増設に限る）																				
製造業・旅館業	5,000万円～1億円	2,000万円以上																					
製造業・旅館業	1億円～																						
補助・免除期間	家屋・償却資産・土地（固定資産税3年間免除） ※土地については、取得した日から起算して1年以内に家屋の建設の着手があった場合に限る。																						

※申請、詳しいお問合せについては、総務課まちづくり企画係(026-255-1007)までお願いいたします。